

# セキュリティ・キャンプ実施協議会会則

## 第1章 総則

### ■ 第1条 名称

本会は、セキュリティ・キャンプ実施協議会（以下「本会」という。）と称する。英文名称は、Security Camp Executive Committee と称する。

### ■ 第2条 目的

本会は、次代を担う日本発で世界に通用する若年層の情報セキュリティ人材を発掘・育成するため、産業界、教育界を結集した講師による「セキュリティ・キャンプ」（22歳以下を対象）を実施し、それを全国的に普及、拡大していくことを目的とする。

### ■ 第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するためにセキュリティ・キャンプの実施に関する次の事業を行う。

- [1] セキュリティ・キャンプの実施に関する方針と企画立案
- [2] セキュリティ・キャンプに関する情報発信、広報活動
- [3] セキュリティ・キャンプ普及促進のための関連諸団体との連携活動

## 第2章 会員、役員及び顧問

### ■ 第4条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同し、第6条に基づき入会の承認を受けた企業又は団体とする。

### ■ 第5条 会員の権利と義務

- (1) 会員は、本会の会員であることを、会員企業・団体のセキュリティ関連事業に関するパンフレット、催事等において示すことができる。
- (2) 会員は、セキュリティ・キャンプの広報、催事等においてその名称、ロゴが掲出されることを承認する。会員のロゴを掲出する場合は、都度、当該会員の事前の書面による同意を得るものとする。
- (3) 会員は、本会の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

### ■ 第6条 入退会

- (1) 本会へ入会しようとする者は、書面をもって申し込み、第12条に基づき理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 本会を退会しようとする会員は、理事会に書面をもってその旨を届けなければならない。
- (3) 会員が本会則に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合には、理事

会の議決により、これを除名することができる。

#### ■ 第7条 年会費

年会費は、1口50万円とする。なお、本会の入会金はなしとする。会員は、年会費を本会が指定する方法により納入するものとする。

#### ■ 第8条 会員の区分

(1) 会員は、次の2区分とする。

プラチナ会員：年会費2口以上の企業、団体会員

正会員：年会費1口の企業、団体会員

(2) 会員は、プラチナ会員、正会員の区分にかかわらず、同等の議決権を有する。

(3) 会員には、会費の口数に応じ、企業ロゴの掲載順序、ロゴの大きさ、セキュリティ・キャンプでの発表機会等で特典を授与する。

(4) 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、特別会員として本会に参加するが会費は支払わず、議決権は持たない。

#### ■ 第9条 役員

(1) 本会に、役員として会長1名、副会長若干名と事務局長1名を置く。役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。

(4) 本会の会計等の監査を行う2名の監査役を置く。監査役は、協議会の会計等について不正の事実を発見した場合、総会に報告する。

(5) 会長、副会長、監査役、事務局長は、第8条に定める会員又は第10条に定める顧問から互選により選定し、総会において承認を受ける。

#### ■ 第10条 顧問

本会は、外部の有識者を顧問として参加を要請できる。顧問は実行委員長から要請し、理事会で承認する。

### 第3章 総会、理事会、企画・実行委員会及び事務局

#### ■ 第11条 総会

(1) 総会は、会員をもって構成する。

(2) 総会は、定期総会を年1回第17条に定める事業年度終了後2か月以内に開催するほか、臨時総会を会長が必要と認めたとき及び全会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(3) 総会は、会長が招集する。総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の10日前までに通知しなければならない。

(4) 総会は、必要に応じて、書面又は電子メール、それに準ずる電子媒体による開催とすることができる。

(5) 総会の議長は、会長が務める。

- (6) 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (7) 総会に出席できない会員は、総会の議長又は他の出席会員に書面によりその権限を委任することができる。その場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- (8) 総会は、次の事項を議決する。
  - [1] 役員を選任
  - [2] 理事を選任
  - [3] 事業報告及び収支決算
  - [4] 会則の改正
  - [5] 本会の設立及び解散
  - [6] その他本会の運営に関する重要な事項
- (9) 総会の議事は、第19条に定める会則の改定及び第20条に定める解散を除き、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、議長が会員でない場合にあっては過半数でこれを決する。
- (10) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。
  - [1] 日時及び場所
  - [2] 会員の現在数及び出席数（委任状を提出した会員も含む。）
  - [3] 開催目的、審議事項及び議決事項
  - [4] 議事の経過の概要及びその結果
  - [5] 議事録署名人の選任に関する事項

#### ■ 第12条 理事会

- (1) 本会に、理事会を置く。
- (2) 理事会は、理事をもって構成する。
- (3) 理事は、会長が会員から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (4) 理事会は、各理事からの提案により開催する。
- (5) 理事会は、必要に応じて、書面又は電子メール、それに準ずる電子媒体による開催とすることができる。
- (6) 理事会の議長は、会長が兼務する。
- (7) 理事会は、総理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (8) 理事会は、次の事項を議決する。
  - [1] 本会への入会申し込みを承認すること
  - [2] 第6条(3)項に基づく会員の除名
  - [3] 顧問の要請
  - [4] 第11条(8)項[6]号に規定するその他本会の運営に関する重要な事項に係る総会への提案事項
  - [5] 企画・実行委員会からの実施報告の受領確認
  - [6] 企画・実行委員会の委員長及び構成員の指名

[7] 事務局の選定

[8] その他議長が必要と認めた事項

- (9) 理事会の議事は、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、議長が会員でない場合にあっては過半数でこれを決する。

■ 第13条 企画・実行委員会

- (1) 本会の中に、理事会の指揮の下、セキュリティ・キャンプ実施協議会の運営、企画に係る検討、実施を担務するセキュリティ・キャンプ企画・実行委員会（以下「企画・実行委員会」という。）を設置する。
- (2) 企画・実行委員会の委員長は、理事会が指名し、運営に必要な事項については、委員長が定めるところによる。
- (3) 企画・実行委員会の下に必要なに応じてワーキンググループを設置できる。ワーキンググループの設置は、企画・実行委員会が定める。ワーキンググループの主査は、企画・実行委員会が選定し指名する。ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループの主査が指名し、企画・実行委員会が承認する。

■ 第14条 事務局

- (1) 本会は、セキュリティ・キャンプの広報活動、問い合わせ対応、本会の会議の運営、本会の会費の管理、協議会主体の催事運営等の本会の事務的運営を行う事務局を置く。
- (2) 事務局は、会員が担当するか、又は事務局機能を委託するに足る条件を備えた外部事業者に委託することができる。
- (3) 事務局の選定については理事会にて行い、承認する。
- (4) 事務局には、委託業務に応じた対価を支払う。

## 第4章 会計

■ 第15条 事業計画及び収支予算

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

■ 第16条 事業報告及び収支決算

本会の事業報告書、収支計算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

■ 第17条 事業年度

- (1) 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。
- (2) 本会の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その設立の日始まり、同年12月31日に終わるものとする。

■ 第18条 会計監査

会計の監査は、随時これを行うことができる。

## 第5章 会則の改定及び解散

■ 第19条 会則の改定

本会則は、総会にて出席会員の3分の2以上の議決により改定することができる。

■ 第20条 解散

本会は、会員総数の4分の3以上の承諾により解散する。

■ 第21条 清算及び清算人

(1) 清算人は、理事会において選任する。

(2) 清算人は、本会を代表し、解散に必要な一切の行為をする権利を有する。

■ 第22条 残余財産の帰属

本会が解散（破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、次のいずれかの方法により、対処しうるものとする。

[1] 本会と類似の目的を有する他の法人又は団体への寄附

[2] 会費を支払う会員に対する会費比率に応じた分配

第6章 公告

■ 第23条 公告の方法

本会の公告は、本会のホームページに掲載して行う。

第7章 雑則

■ 第24条 セキュリティ・キャンプ等の開催

(1) セキュリティ・キャンプは、本会とIPAの共同主催とする。

(2) 地方大会は、当該地方大会主催者から要請があり、企画・実行委員会の議決にて本会、または本会とIPAが共同で主催者に名を連ねることとし、講師の派遣、教材の提供等を行うものとする。

■ 第25条 オブザーバ

本会には、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課がオブザーバとして参加する。

## 附則

### ■ 附則 1

(1) この会則は、平成 24 年 2 月 22 日から施行する。

(2) 設立総会に出席し、本会則を承認した者は、本会の会員になったものとする。

附則 1 (2) は、設立総会の日以前から入会希望の書面をもって表明していた者に準用する。

### ■ 附則 2

平成 24 年 12 月 20 日に一部改定。施行日：平成 24 年 12 月 20 日。

平成 28 年 5 月 11 日に一部改定。施行日：平成 28 年 5 月 11 日。